

新居浜市人事行政の運営等の状況について

目 次

第 1	職員 の任免に関する状況		
1	職員	の任免状況	2
2	採用試験	の実施状況	2
第 2	職員 の給与及び職員数の状況		
1	総括		3
2	職員	の平均給与月額、初任給等の状況	4
3	一般行政職	の級別職員数等の状況	5
4	職員	手当の状況	6
5	特別職	の報酬等の状況	1 1
6	職員	数の状況	1 1
7	公営企業職員	の状況	1 3
第 3	職員 の勤務時間その他の勤務条件の状況		
1	勤務時間		2 1
2	休暇		2 1
第 4	職員 の分限及び懲戒処分の状況		
1	分限処分		2 2
2	懲戒処分		2 2
第 5	職員 のサービスの状況		
1	年次有給休暇	の取得状況	2 2
2	育児休業等	の取得状況	2 3
第 6	職員 の研修及び勤務成績の評定の状況		
1	研修	の状況	2 3
2	勤務成績	の評定の状況	2 3
第 7	職員 の福祉及び利益の保護の状況		
1	福利厚生制度	に係る負担状況	2 3
2	公務災害等	の状況	2 4
第 8	職員 の勤務条件に関する措置の要求の状況		2 4
第 9	職員 の不利益処分に関する不服申立ての状況		2 4

新居浜市人事行政の運営等の状況について

【平成26年度】

「地方公務員法」第58条の2及び「新居浜市人事行政の運営等の公表に関する条例」に基づき、新居浜市の人事行政の運営等の状況の概要について、公表します。

なお、ご不明な点やご質問等がありましたら、新居浜市総務部人事課（電話0897（65）1213）までお問い合わせください。

第1 職員の任免に関する状況

1 職員の任免状況 （単位：人）

区 分		採 用	退 職		
			定 年	勸 奨	自己都合 その他
一 般 行 政 職	事 務	9	1 1	2	4
	土 木	1	2	—	—
	電 気	—	—	—	—
	機 械	1	—	—	—
	建 築	1	—	—	—
	衛 生	—	1	—	—
	情 報	—	—	1	—
保 育 士 ・ 幼 稚 園 教 諭		2	1	2	1
保 健 師		2	1	1	1
栄 養 士		1	—	—	—
消 防 職 員		2	—	—	2
運 転 士		—	1	—	—
機 関 長		1	—	—	—
調 理 員		—	—	—	1
計		2 0	1 7	6	9

（注）平成25年4月1日から平成26年3月31日までの人数

2 採用試験の実施状況（平成25年度）

種 類	区 分	内 容	職 種 等
採用試験	大 学 卒	《 1 次 試 験 》	事務、土木、電気、 保育士・幼稚園教諭、 心理判定員、保健 師、栄養士、学芸 員、消防職員
	短 大 卒	筆記試験	
	高 校 卒	《 2 次 試 験 》	
	障 害 者	作文、集団討論	
	職 務 経 験 者	個別面接	

第2 職員の給与及び職員数の状況

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (H26年3月31日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考)24年度 の人件費率
25年度	12万3,696人	453億9,392万5千円	8億9,370万0千円	74億0,105万1千円	16.3%	16.0%

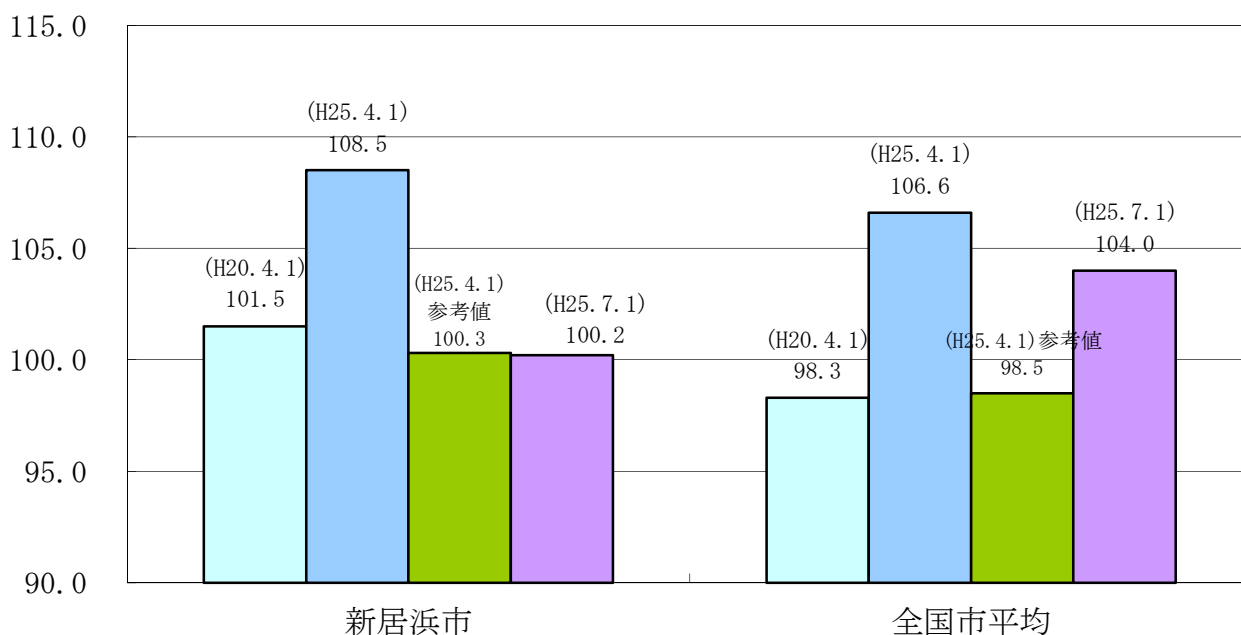
(注) 人件費には、特別職に支給される給料、報酬等が含まれています。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				1人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
25年度	774人	29億3,846万4千円	5億6,435万3千円	11億3,700万3千円	46億3,982万0千円	599万5千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含んでいません。
 2 職員数は、平成25年4月1日現在の人数です。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。

2 「参考値」は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値です。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成26年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
新居浜市	43.1歳	339,478円	408,093円
愛媛県	44.8歳	347,490円	440,901円
国	43.5歳	335,000円	408,472円

②技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
新居浜市	52.3歳	377,383円	388,089円
うち学校給食員	52.1歳	376,993円	386,235円
うち自動車運転手	55.5歳	388,300円	441,300円
愛媛県	50.1歳	332,322円	371,574円
国	50.1歳	287,992円	326,611円

(2) 職員の初任給の状況（平成26年4月1日現在）

区分		新居浜市	愛媛県	国
一般行政職	大学卒	172,200円	176,355円	172,200円
	高校卒	140,100円	142,911円	140,100円
技能労務職	高校卒	140,100円	137,789円	—
	中学卒	129,200円	122,122円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成26年4月1日現在）

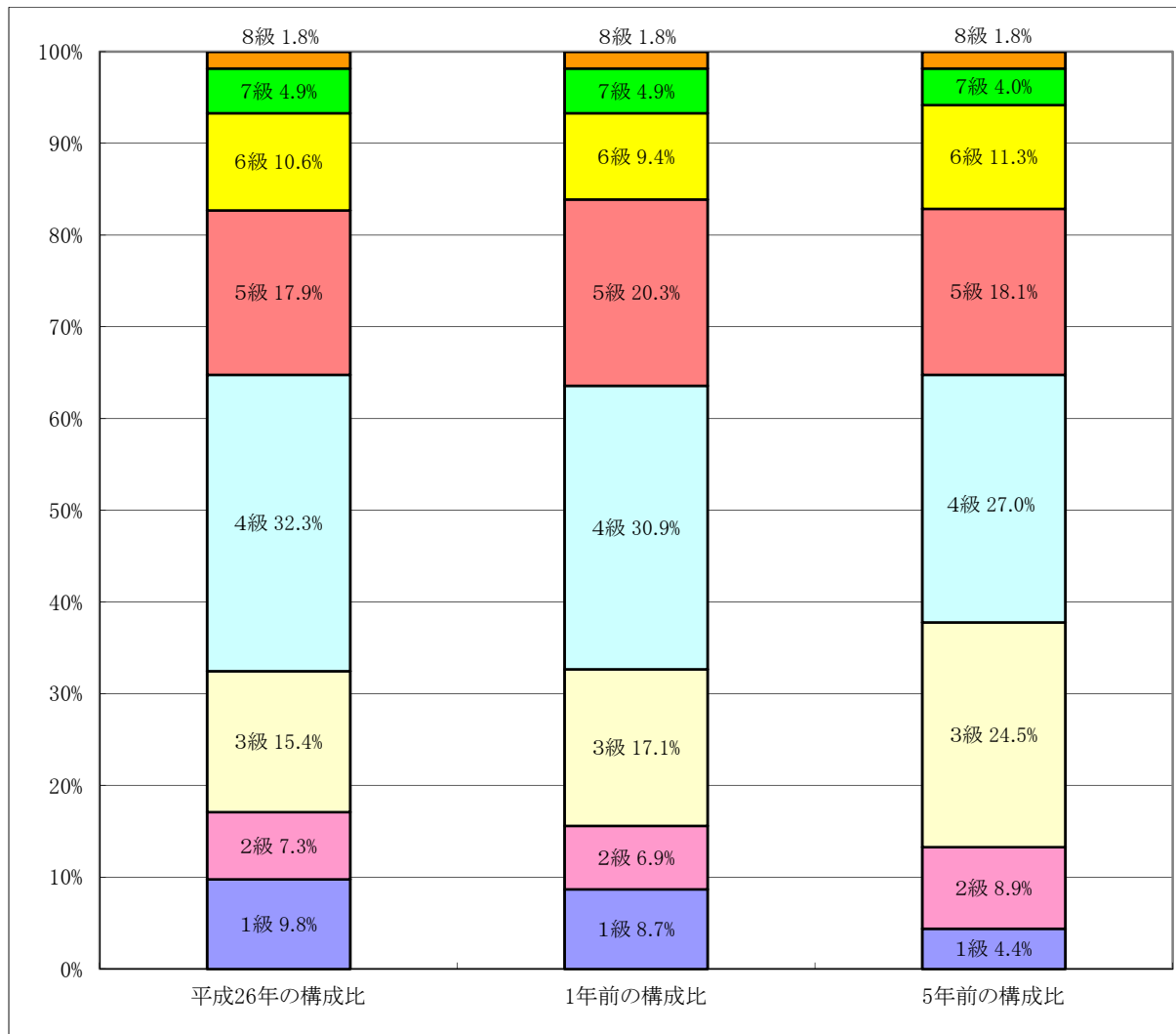
区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	268,300円	356,537円	389,138円	399,563円
	高校卒	220,300円	282,900円	362,550円	383,160円
技能労務職	高校卒	—	—	—	—
	中学卒	—	—	335,150円	369,800円

(注) 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいいます。

3 一般行政職の級別職員数等の状況（平成26年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事	50人	9.8%	135,600円	243,700円
2級	上級主事	37人	7.3%	185,800円	307,800円
3級	主任	78人	15.4%	222,900円	354,700円
4級	係長、主査	164人	32.3%	261,900円	388,300円
5級	副課長	91人	17.9%	289,200円	400,600円
6級	課長、主幹、技幹	54人	10.6%	320,600円	422,600円
7級	次長	25人	4.9%	366,200円	456,200円
8級	部長	9人	1.8%	413,000円	478,200円
合計		508人	100.0%		

(注) 1 新居浜市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

新居浜市		愛媛県		国	
1人当たり平均支給額 (平成25年度) 144万3千円		1人当たり平均支給額 (平成25年度) 157万2千円		—	
(平成25年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45月分) (0.65月分)		(平成25年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45月分) (0.65月分)		(平成25年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45月分) (0.65月分)	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算15~25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算15~25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(2) 退職手当(平成26年4月1日現在)

新居浜市			国		
(支給率)	自己都合	早期・定年	(支給率)	自己都合	早期・定年
勤続20年	21.62月分	27.025月分	勤続20年	21.62月分	27.025月分
勤続25年	30.82月分	36.57月分	勤続25年	30.82月分	36.57月分
勤続35年	43.7月分	52.44月分	勤続35年	43.7月分	52.44月分
最高限度額	52.44月分	52.44月分	最高限度額	52.44月分	52.44月分
その他の加算措置	なし	あり*	その他の加算措置	なし	あり*
*定年前早期退職特別措置(2~45%加算)			*定年前早期退職特別措置(2~45%加算)		
1人当たり平均 支給額 354万0千円 2,275万0千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成25年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当(平成26年4月1日現在)

支給実績(平成25年度決算)			73万5千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)			73万5千円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
東京都特別区	18%	1人	18%
香川県高松市	3%	0人	3%

(注) 地域手当とは、民間における賃金・物価及び生計費が特に高い地域に在勤する職員に支給される手当です。(平成18年4月1日より、従来の調整手当が地域手当に改変され、支給率等も変更されています。)

(4) 特殊勤務手当 (平成26年4月1日現在)

支給実績 (平成25年度決算)		3,067万0千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成25年度決算)		10万5千円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成25年度)		33.8%	
手当の種類 (手当数)		21	
手当の名称	主な支給対象職員及び支給対象業務	支給実績 (平成25年度決算)	左記職員に対する 支給単価
滞納整理手当 (甲)	差押物件の引揚げに従事した職員	1万1千円	1件 920円
” (乙)	市税その他の歳入、国民健康保険料及び介護保険料の滞納整理事務のため2時間以上外出勤務した職員	16万9千円	日額 370円
生活保護業務手当	生活保護に関する業務に従事した職員	156万5千円	日額 380円
福祉施設勤務手当 (甲)	東新学園及び慈光園に勤務する職員 (以下「福祉施設勤務職員」という。) で、入所者の養護業務に従事し、かつ、正規の勤務時間が午後8時から翌日午前5時までの間の全部を含む勤務であるもの	92万8千円	1勤務 2,500円
” (乙)	福祉施設勤務職員で、入所者の養護業務に従事しかつ、正規の勤務時間が午後8時から翌日午前5時までの間の一部を含む勤務であるもの	64万6千円	1勤務 800円
福祉施設勤務手当 (丙)	福祉施設勤務職員で、入所者の養護業務に従事したもの	23万2千円	1勤務 170円
死亡人処理手当	独居人、行旅死亡人等の死体処理に従事した職員	174万0千円	1件 12,000円
防疫作業手当	感染症の予防、感染症患者の収容等の作業に従事した職員	0千円	日額 980円
火葬業務手当 (甲)	火葬業務に従事した職員 (斎場に勤務する職員を除く。)	0千円	1体 3,000円
” (乙)	斎場に勤務する職員で、火葬、葬儀等の業務に従事したもの	0千円	日額 750円
犬ねこ等死体処理手当	犬ねこ等の死体処理に従事した職員	1万1千円	1体 500円
清掃施設勤務手当 (甲)	衛生センターに勤務する職員で、施設の機器若しくは設備の点検、整備、清掃等又はし尿の処理等の作業に従事したもの	56万9千円	日額 820円
” (乙)	清掃センター及び最終処分場に勤務する職員で、施設の機器若しくは設備の点検、整備、清掃等又は廃棄物の処理等の作業に従事したもの	156万0千円	日額 720円
用地交渉業務手当	用地の取得、補償等の交渉業務のため外出勤務した職員	8万3千円	日額 180円

手当の名称	主な支給対象職員及び支給対象業務	支給実績 (平成25年度決算)	左記職員に対する 支給単価
乗船手当(甲)	渡海船の船長として乗船勤務した職員	17万3千円	1勤務 260円
〃(乙)	渡海船の機関長として乗船勤務した職員	10万5千円	1勤務 220円
災害出動手当(甲)	勤務時間外において災害のため現場出動をした職員	40万4千円	1時間 2,730円
〃(乙)	勤務時間外において甲以外の災害出動をした職員	314万0千円	1時間 2,130円
死亡人処理手当 (技能労務職)	独居人、行旅死亡人等の死体処理に従事した職員	0千円	1件 12,000円
防疫作業手当 (技能労務職)	感染症の予防、感染症患者の収容等の作業に従事した職員	0千円	日額 980円
乗船手当 (技能労務職)	渡海船の甲板員として乗船勤務した職員	0千円	1勤務 160円
災害出動手当(甲) (技能労務職)	勤務時間外において災害のため現場出動をした職員	0千円	1時間 2,730円
〃(乙) (技能労務職)	勤務時間外において甲以外の災害出動をした職員	0千円	1時間 2,130円
犬ねこ等死体処理手当 (技能労務職)	犬ねこ等の死体処理に従事した職員	0千円	1体 500円
消防業務手当	連続して8時間消防業務に従事した職員	1,226万9千円	1回 430円
災害出場手当	消火又は救助活動に従事した職員	87万5千円	1回 500円
救急業務手当	傷病者の搬送業務に従事した職員	608万3千円	1回 410円
高所作業手当	高所作業(訓練を除く。)に従事した職員	1万8千円	1回 460円
潜水作業手当	潜水作業(訓練を除く。)に従事した職員	7万5千円	1回 5,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(平成25年度決算)	1億6,698万7千円
職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)	27万2千円
支給実績(平成24年度決算)	1億8,289万5千円
職員1人当たり平均支給年額(平成24年度決算)	30万5千円

(6) その他の手当 (平成26年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異 同、異なる内容	支 給 実 績 (平成25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成25年度決算)
扶 養 手 当	配偶者 13,000 円 配偶者以外1人につき 6,500 円 配偶者がいない場合は、そのうち 1人について 11,000 円 特定扶養加算 (16歳~22歳) 5,000 円	同 じ	10,138万2千円	247,272円
住 居 手 当	借家居住者 支給限度額 27,000 円 持家居住者 3,500 円	異 なる 国 持家居住者 支給なし	5,553万1千円	112,868円
通 勤 手 当	交通機関利用者 (JR、バス等利用者) 支給単位期間 (最長6か月間) の通勤に 要する運賃等の額により支給 支給限度額 (月額) 55,000 円 交通用具利用者 (自動車、バイク等利用者) 通勤距離 (片道) により支給 0.5 km 以上 ~ 2 km 未満 800 円 2 km 以上 ~ 5 km 未満 2,500 円 5 km 以上 ~ 10 km 未満 4,100 円 10 km 以上 ~ 15 km 未満 6,500 円 15 km 以上 ~ 20 km 未満 8,900 円 20 km 以上 ~ 25 km 未満 11,300 円 25 km 以上 ~ 30 km 未満 13,700 円 30 km 以上 ~ 35 km 未満 16,100 円 35 km 以上 ~ 40 km 未満 18,500 円 40 km 以上 ~ 45 km 未満 20,900 円 45 km 以上 ~ 50 km 未満 21,800 円 50 km 以上 ~ 55 km 未満 22,700 円 55 km 以上 ~ 60 km 未満 23,600 円 60 km 以上 24,500 円	異 なる 国 交通用具利用者 2 km 未 満 支 給 な し 2 km 以 上 ~ 5 km 未 満 2,000 円	2,927万6千円	35,572円
管 理 職 手 当	管理又は監督の地位にある職員に支給 部長級 88,000 円 次長級 66,000 円 課長級 57,000 円 主幹・技幹級 47,000 円 副課長級 39,500 円	同 じ (ただし、職名と 支給額の設定は異 なる。)	13,292万4千円	521,269円
管 理 職 特 別 勤 務 手 当	管理職手当を支給される職員が、臨時 又は緊急の必要により週休日又は休日 に勤務した場合に支給 役職に応じて6,000円~12,000円/1回 の額	同 じ	185万5千円	154,583円

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同、異なる内容	支給実績 (平成25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成25年度決算)
宿日直手当	職員が正規の勤務時間外又は週休日等に宿直又は日直を行った場合に支給 4,200円/1回	同じ	0千円	0円
休日勤務手当	休日等における正規の勤務時間中に勤務した職員に支給 勤務時間1時間につき、1時間当たりの支給額に100分の135を乗じた額	同じ	3,744万0千円	394,103円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に支給 勤務時間1時間につき、1時間当たりの時間外勤務手当の割増率に100分の25を加算して乗じた額	同じ	809万3千円	88,939円
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、異動等の直前の住居から異動等の直後の公署に通勤することが距離等を考慮して困難であると認められ、単身で生活することを常況とする職員に支給 23,000円に交通距離に応じた額を加算 加算額 100 km以上 ～ 300 km未満 6,000円 300 km以上 ～ 500 km未満 12,500円 500 km以上 ～ 700 km未満 18,000円 700 km以上 ～ 900 km未満 24,000円 900 km以上 ～ 1,100 km未満 30,000円 1,100 km以上 ～ 1,300 km未満 35,000円 1,300 km以上 ～ 1,500 km未満 40,000円 1,500 km以上 ～ 45,000円	同じ	291万6千円	364,500円
特地勤務手当	生活の著しく不便な地に所在する公署等に勤務する職員に支給 給料及び扶養手当の月額合計額に100分の6を乗じて得た額	同じ (ただし、支給割合の設定は異なる。)	0千円	0円

5 特別職の報酬等の状況（平成26年4月1日現在）

区分	給料月額又は報酬月額	平成25年度期末手当支給割合
市長	974,000円	2.95月分
副市長	795,000円	2.95月分
議長	583,000円	2.95月分
副議長	528,000円	2.95月分
議員	491,000円	2.95月分
退職手当	≪算定方式、1期の手当額及び支給時期≫ 市長 974,000円×在職月数48月×35/100=1,636万3,200円（任期ごと） 副市長 795,000円×在職月数48月×25/100=954万円（任期ごと）	

（注）退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

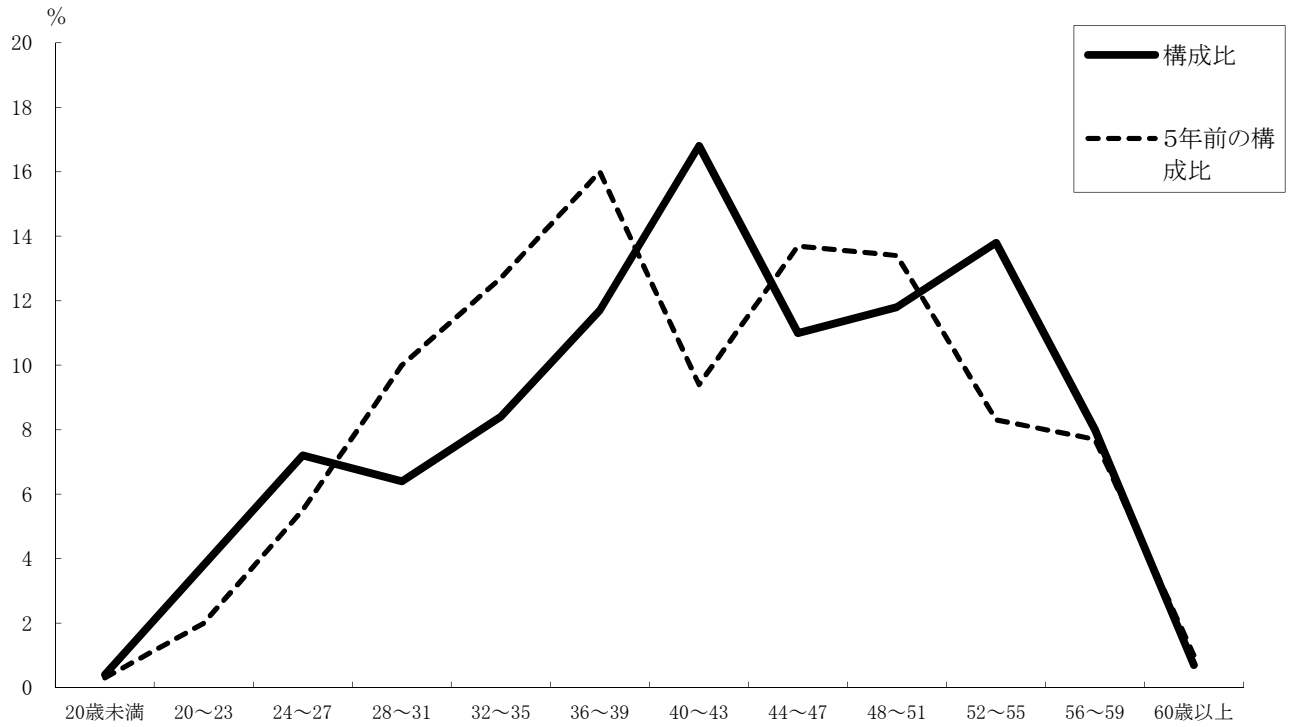
6 職員数の状況

（1）部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
	平成25年	平成26年			
普通会計部門	議会	9	9		
	一般事務	156	159	3	国体推進室の新設
	税務	56	55	△1	愛媛地方税滞納整理機構派遣終了
	民生	145	146	1	健康長寿戦略監の新規配置
	衛生	53	52	△1	保健師の欠員
	労働	2	2		
	農水	27	27		
	商工	15	15		
	土木	100	97	△3	区画整理事業の事務量減
	計	563	562	△1	
教育部門	91	90	△1	学校給食調理員の退職	
消防部門	129	129			
小計	783	781	△2		
公営企業部門など	水道	34	34		
	交通	7	7		
	下水道	20	20		
	その他	51	51		
小計	112	112			
合計	895 [956]	893 [956]	△2 [0]		

（注）1 職員数には教育長を含みます。
 2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況 (平成26年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数	4人	34人	64人	57人	75人	104人	150人	98人	105人	123人	71人	7人	892人
割合	0.4%	3.8%	7.2%	6.4%	8.4%	11.7%	16.8%	11.0%	11.8%	13.8%	8.0%	0.7%	100.0%

(3) 職員数の推移

(単位: 人・%)

部門別 \ 年度	21年	22年	23年	24年	25年	26年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	571	575	569	565	563	562	▲9 (▲1.6%)
教育	100	93	93	91	91	90	▲10 (▲10.0%)
消防	122	123	126	128	129	129	7 (5.7%)
普通会計計	793	791	788	784	783	781	▲12 (▲1.5%)
公営企業等会計計	116	113	111	112	112	112	▲4 (▲3.4%)
総合計	909	904	899	896	895	893	▲16 (▲1.8%)

(注) 教育部門には、教育長を含みます。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

ア 職員給与費の状況

決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職 員給与費比率 B/A	(参考)24年度の 総費用に占める 職員給与費比率
25年度	15億4,158万5千円	1億7,903万8千円	3億1,341万1千円	20.3%	18.4%

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり給 与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
25年度	36人	1億2,496万6千円	2,729万5千円	4,681万5千円	1億9,907万5千円	553万0千円

- (注) 1 職員手当には退職手当は含まれていません。
2 職員数は、平成25年4月1日の人数です。

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成26年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
新居浜市水道事業	42.1歳	342,177円	472,052円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

ウ 職員の手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

新居浜市水道事業	新居浜市(企業職員を除く)
1人当たり平均支給額 (平成25年度) 130万0千円	1人当たり平均支給額 (平成25年度) 144万3千円
(平成25年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45月分) (0.65月分)	(平成25年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45月分) (0.65月分)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

②退職手当（平成26年4月1日現在）

新居浜市水道事業			新居浜市（企業職員除く）		
（支給率）	自己都合	早期・定年	（支給率）	自己都合	早期・定年
勤続20年	21.62月分	27.025月分	勤続20年	21.62月分	27.025月分
勤続25年	30.82月分	36.57月分	勤続25年	30.82月分	36.57月分
勤続35年	43.7月分	52.44月分	勤続35年	43.7月分	52.44月分
最高限度額	52.44月分	52.44月分	最高限度額	52.44月分	52.44月分
その他の加算措置	なし	あり※	その他の加算措置	なし	あり※
※定年前早期退職特別措置 (2%～45%加算)			※定年前早期退職特別措置 (2%～45%加算)		
1人当たり平均 支給額 支給なし			1人当たり平均 支給額 354万0千円 2,275万0千円		

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、平成25年度に退職した職員に支給された平均額です。

③地域手当（平成26年4月1日現在）

支給実績（平成25年度決算）			支給なし
支給職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算）			支給なし
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
東京都特別区	18%	0人	18%
香川県高松市	3%	0人	3%

④特殊勤務手当（平成26年4月1日現在）

支給実績（平成25年度決算）		40万6千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算）		2万9千円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成25年度）		38.9%	
手当の種類（手当数）		5	
手当の名称	主な支給対象職員	支給実績 （平成25年度決算）	左記職員に対する支給 単価
特殊現場作業手当	受水槽検査業務等の特殊現場作業に従事した職員	35万1千円	日額 450円
緊急出動手当	勤務時間外に緊急業務のため呼出しを受け出動した職員	5万9千円	1回 2,000円 又は1,000円 (勤務開始時間による)
停水処分手当	停水処分に従事した職員	0千円	1件 730円
滞納整理手当	水道料金等の滞納整理事務のため2時間以上外出勤務した職員	0千円	日額 370円
用地交渉業務手当	用地の取得、補償等の交渉業務のため外出勤務した職員	0千円	日額 180円

⑤時間外勤務手当

支給実績（平成25年度決算）	1,560万3千円
職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算）	57万8千円
支給実績（平成24年度決算）	1,125万1千円
職員1人当たり平均支給年額（平成24年度決算）	46万9千円

⑥その他の手当（平成26年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同、異なる内容	支給実績 (平成25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成25年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外1人につき 6,500円 配偶者がいない場合は、そのうち1人について 11,000円 特定扶養加算（16歳～22歳） 5,000円	同じ	436万9千円	242,722円
住居手当	借家居住者 支給限度額 27,000円 持家居住者 3,500円	異なる 国 持家居住者 支給なし	159万6千円	76,000円
通勤手当	交通機関利用者（JR、バス等利用者） 支給単位期間（最長6か月間）の通勤に要する運賃等の額により支給 支給限度額（月額） 55,000円 交通用具利用者（自動車、バイク等利用者） 通勤距離（片道）により支給 0.5km以上～2km未満 800円 2km以上～5km未満 2,500円 5km以上～10km未満 4,100円 10km以上～15km未満 6,500円 15km以上～20km未満 8,900円 20km以上～25km未満 11,300円 25km以上～30km未満 13,700円 30km以上～35km未満 16,100円 35km以上～40km未満 18,500円 40km以上～45km未満 20,900円 45km以上～50km未満 21,800円 50km以上～55km未満 22,700円 55km以上～60km未満 23,600円 60km以上 24,500円	異なる 国 交通用具利用者 2km未満 支給なし 2km以上～ 5km未満 2,000円	128万9千円	37,911円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 部長級 88,000円 次長級 66,000円 課長級 57,000円 主幹・技幹級 47,000円 副課長級 39,500円	同じ (ただし、職名と支給額の設定は異なる。)	403万1千円	503,875円

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異 同、異なる内容	支 給 実 績 (平成25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成25年度決算)
管理職特別勤務手当	管理職手当を支給される職員が、臨時又は緊急の必要により週休日又は休日に勤務した場合に支給 役職に応じて6,000円～12,000円/1回の額	同じ	0千円	0円
宿日直手当	職員が正規の勤務時間外又は週休日等に宿直又は日直を行った場合に支給 4,200円/1回	同じ	0千円	0円
休日勤務手当	休日等における正規の勤務時間中に勤務した職員に支給 勤務時間1時間につき、1時間当たりの支給額に100分の135を乗じた額	同じ	0千円	0円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に支給 勤務時間1時間につき、1時間当たりの時間外勤務手当の割増率に100分の25を加算して乗じた額	同じ	0千円	0円
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、異動等の直前の住居から異動等の直後の公署に通勤することが距離等を考慮して困難であると認められ、単身で生活することを常況とする職員に支給 23,000円に交通距離に応じた額を加算 加算額 100 km以上 ～ 300 km未満 6,000円 300 km以上 ～ 500 km未満 12,500円 500 km以上 ～ 700 km未満 18,000円 700 km以上 ～ 900 km未満 24,000円 900 km以上 ～ 1,100 km未満 30,000円 1,100 km以上 ～ 1,300 km未満 35,000円 1,300 km以上 ～ 1,500 km未満 40,000円 1,500 km以上 ～ 45,000円	同じ	0千円	0円
特地勤務手当	生活の著しく不便な地に所在する公署等に勤務する職員に支給 給料及び扶養手当の月額合計額に100分の6を乗じて得た額	同じ (ただし、支給割合の設定は異なる。)	0千円	0円

(2) 工業用水道事業

ア 職員給与費の状況
決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職 員給与費比率 B/A	(参考)24年度の 総費用に占める 職員給与費比率
25年度	1億7,439万0千円	5,342万1千円	5,397万4千円	31.0%	33.7%

区 分	職員数 A	給 与 費				1人当たり給 与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
25年度	6人	2,272万2千円	446万5千円	896万3千円	3,615万1千円	602万5千円

- (注) 1 職員手当には退職手当は含まれていません。
2 職員数は、平成25年4月1日の人数です。

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (平成26年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
新居浜市工業用水道事業	48.4歳	388,199円	502,091円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

ウ 職員の手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

新居浜市工業用水道事業	新居浜市 (企業職員を除く)
1人当たり平均支給額 (平成25年度) 149万4千円	1人当たり平均支給額 (平成25年度) 144万3千円
(平成25年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45月分) (0.65月分)	(平成25年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45月分) (0.65月分)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 役職加算 5~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 役職加算 5~20%

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

② 退職手当 (平成26年4月1日現在)

新居浜市工業用水道事業	新居浜市 (企業職員除く)
水道事業における記載内容と同じ	水道事業における記載内容と同じ

③地域手当（平成26年4月1日現在）

支給実績（平成25年度決算）			支給なし
支給職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算）			支給なし
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
東京都特別区	18%	0人	18%
香川県高松市	3%	0人	3%

④特殊勤務手当（平成26年4月1日現在）

支給実績（平成25年度決算）		17万1千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算）		4万3千円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成25年度）		57.1%	
手当の種類（手当数）		5	
手当の名称	主な支給対象職員	支給実績 （平成25年度決算）	左記職員に対する支給 単価
特殊現場作業手当	受水槽検査業務等の特殊現場作業に従事した職員	16万7千円	日額 450円
緊急出動手当	勤務時間外に緊急業務のため呼出しを受け出動した職員	0千円	1回 2,000円 又は1,000円 （勤務開始時間による）
停水処分手当	停水処分に従事した職員	0千円	1件 730円
滞納整理手当	水道料金等の滞納整理事務のため2時間以上外出勤務した職員	0千円	日額 370円
用地交渉業務手当	用地の取得、補償等の交渉業務のため外出勤務した職員	0千円	日額 180円

⑤時間外勤務手当

支給実績（平成25年度決算）	140万3千円
職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算）	23万4千円
支給実績（平成24年度決算）	164万1千円
職員1人当たり平均支給年額（平成24年度決算）	41万0千円

⑥その他の手当（平成26年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異 同、異なる内容	支 給 実 績 (平成25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成25年度決算)
扶 養 手 当	配偶者 13,000 円 配偶者以外1人につき 6,500 円 配偶者がいない場合は、そのうち 1人について 11,000 円 特定扶養加算（16歳～22歳） 5,000 円	同 じ	96万0千円	320,000円
住 居 手 当	借家居住者 支給限度額 27,000 円 持家居住者 3,500 円	異 なる 国 持家居住者 支給なし	8万4千円	42,000円
通 勤 手 当	交通機関利用者（JR、バス等利用者） 支給単位期間（最長6か月間）の通勤に 要する運賃等の額により支給 支給限度額（月額） 55,000 円 交通用具利用者（自動車、バイク等利用者） 通勤距離（片道）により支給 0.5 km 以上 ～ 2 km 未満 800 円 2 km 以上 ～ 5 km 未満 2,500 円 5 km 以上 ～ 10 km 未満 4,100 円 10 km 以上 ～ 15 km 未満 6,500 円 15 km 以上 ～ 20 km 未満 8,900 円 20 km 以上 ～ 25 km 未満 11,300 円 25 km 以上 ～ 30 km 未満 13,700 円 30 km 以上 ～ 35 km 未満 16,100 円 35 km 以上 ～ 40 km 未満 18,500 円 40 km 以上 ～ 45 km 未満 20,900 円 45 km 以上 ～ 50 km 未満 21,800 円 50 km 以上 ～ 55 km 未満 22,700 円 55 km 以上 ～ 60 km 未満 23,600 円 60 km 以上 24,500 円	異 なる 国 交通用具利用者 2 km 未 満 支給なし 2 km 以上 ～ 5 km 未 満 2,000 円	20万1千円	40,200円
管 理 職 手 当	管理又は監督の地位にある職員に支給 部長級 88,000 円 次長級 66,000 円 課長級 57,000 円 主幹・技幹級 47,000 円 副課長級 39,500 円	同 じ (ただし、職名と 支給額の設定は異 なる。)	164万7千円	549,000円
管理職特別勤務手当	管理職手当を支給される職員が、臨時 又は緊急の必要により週休日又は休日 に勤務した場合に支給 役職に応じて6,000円～12,000円/1回 の額	同 じ	0千円	0円

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同、異なる内容	支給実績 (平成25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成25年度決算)
宿日直手当	職員が正規の勤務時間外又は週休日等に宿直又は日直を行った場合に支給 4,200円/1回	同じ	0千円	0円
休日勤務手当	休日等における正規の勤務時間中に勤務した職員に支給 勤務時間1時間につき、1時間当たりの支給額に100分の135を乗じた額	同じ	0千円	0円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に支給 勤務時間1時間につき、1時間当たりの時間外勤務手当の割増率に100分の25を加算して乗じた額	同じ	0千円	0円
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、異動等の直前の住居から異動等の直後の公署に通勤することが距離等を考慮して困難であると認められ、単身で生活することを常況とする職員に支給 23,000円に交通距離に応じた額を加算 加算額 100 km以上 ～ 300 km未満 6,000円 300 km以上 ～ 500 km未満 12,500円 500 km以上 ～ 700 km未満 18,000円 700 km以上 ～ 900 km未満 24,000円 900 km以上 ～ 1,100 km未満 30,000円 1,100 km以上 ～ 1,300 km未満 35,000円 1,300 km以上 ～ 1,500 km未満 40,000円 1,500 km以上 ～ 45,000円	同じ	0千円	0円
特地勤務手当	生活の著しく不便な地に所在する公署等に勤務する職員に支給 給料及び扶養手当の月額合計額に100分の6を乗じて得た額	同じ (ただし、支給割合の設定は異なる。)	0千円	0円

第3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

1 勤務時間

1 週間の勤務時間	1 日の勤務時間	始業	終業	休憩時間	週休日
3 8 時間 4 5 分	7 時間 4 5 分	8 時 3 0 分	1 7 時 1 5 分	1 時間	土・日曜日

(注) 勤務課所によっては、始業、終業、週休日等が異なる場合があります。

2 休暇

種類	休暇の概要、取得要件等	取得可能日数等
有給休暇	年次有給休暇	一の年ごとにおける休暇 1年につき20日(前年の繰越日数の上限20日のため最高40日)
	病気休暇	負傷又は疾病のため医師の診断により療養する必要がある場合 ・公務災害、通勤災害の場合は3年を超えない範囲で必要と認められる期間 ・結核性疾患については1年、その他の負傷又は疾病については、90日を超えない範囲で必要と認められる期間
	特別休暇	選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別な事由により、職員が勤務しないことが相当である場合 [主な休暇] 公民権の行使、産前休暇、産後休暇、忌引、結婚休暇、ボランティア休暇など 公民権の行使 必要と認められる期間 産前休暇 8週間以内に出産する予定の女性職員が申し出した場合に出産の日まで 産後休暇 出産後8週間 忌引 父母の場合7日など 結婚休暇 連続する7日
無給休暇	介護休暇	負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をする場合 一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間内

第4 職員の分限及び懲戒処分の状況

1 分限処分（平成25年度）

処 分 事 由	降 任	免 職	休 職	降 給	合 計
勤務実績が良くない場合	—	—	—	—	0
心身の故障の場合	—	—	9	—	9
職に必要な適格性を欠く場合	1	—	—	—	1
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	—	—	—	—	0
刑事事件に関し起訴された場合	—	—	—	—	0
失職した場合	—	—	—	—	0
合 計	1	0	9	0	10

（注）1 地方公務員法に基づき分限処分に付された者の状況を示しています。

2 2以上の理由により分限処分に付された場合は、主たる処分事由により計上しています。

2 懲戒処分（平成25年度）

処 分 事 由	戒 告	減 給	停 職	免 職	合 計
法令に違反した場合	1	1	—	—	2
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	—	—	—	—	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	—	—	—	—	0
部下職員の懲戒処分について管理責任者としての適正を欠いていた場合	2	—	—	—	2
合 計	3	1	0	0	4

（注）1 地方公務員法に基づき懲戒処分に付された者の状況を示しています。

2 2以上の理由により懲戒処分に付された場合は、主たる処分事由により計上しています。

第5 職員のサービスの状況

1 年次有給休暇の取得状況（平成25年1月～平成25年12月）

	平均取得日数	平均取得率
平成25年取得状況	11.6日	29.6%

2 育児休業等の取得状況（平成25年4月～平成26年3月）

(1) 育児休業の取得状況

区 分	男性	女性
新たに取得した者	1人	12人
前年度から引き続き取得した者	0人	18人

(2) 介護休暇の取得状況

	男性	女性
介護休暇取得者	0人	1人

第6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

1 研修の状況

基本研修	新規採用職員研修、1年経過職員研修、6年経過職員研修、主任昇任者研修、主査昇任者研修、係長昇任者研修 ほか
特別研修	人事評価研修、業務改善能力開発研修、ゲートキーパー研修、企業に学ぶ ほか
人権研修	人権・同和教育主担者養成研修、人権講演会 ほか
派遣研修	自治大学、市町村アカデミー、国際文化アカデミー、愛媛県研修所 ほか

2 勤務成績の評定の状況

職員の勤務成績、勤務態度等を公正に評定することにより、個々の能力、適性等に応じた適職への配置及び昇任昇格を行い、人材育成、能力開発、勤労意欲の増進等を図るために、平成16年度から管理職を対象に実施し、平成18年度からは全職員を対象としております。

評定方法は、他の職員との比較による相対評価ではなく、設定された一定の基準に基づき、自己評定については自分自身、評定者においては被評定者がどの水準に位置しているかについて絶対評価を行っております。

第7 職員の福祉及び利益の保護の状況

1 福利厚生制度に係る負担状況（平成25年度）

共済組合への負担金	愛媛県市町村職員共済組合	11億1,937万0千円
〃	公立学校共済組合愛媛支部	4,514万8千円
愛媛県市町村職員互助会への負担金		672万4千円
新居浜市職員互助会への負担金		1,004万7千円

2 公務災害等の状況

(1) 公務災害の状況（平成25年度）

平成24年度末現在 未処理件数	受理件数	認定件数	公務外 件数	取下件数	平成25年度末現在 未処理件数
0件	4件	4件	0件	0件	0件

(2) 通勤災害の状況（平成25年度）

平成24年度末現在 未処理件数	受理件数	認定件数	公務外 件数	取下件数	平成25年度末現在 未処理件数
0件	0件	0件	0件	0件	0件

第8 職員の勤務条件に関する措置の要求の状況

平成25年度における公平委員会への措置要求の状況

平成24年度末 の係属件数	平成25年度中の 要求件数	平成25年度中の 終結件数	平成26年度への 繰越件数
1件	0件	1件	0件

(注) 職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、公平委員会に対して、市の当局により適当な措置が執られるべきことを要求することができます。

第9 職員の不利益処分に関する不服申立ての状況

平成25年度における公平委員会への不服申立ての状況

平成24年度末 の係属件数	平成25年度中の 申立件数	平成25年度中の 終結件数	平成26年度への 繰越件数
1件	0件	1件	0件

(注) 職員は、懲戒その他、その意に反して不利益な処分を受けた場合に、公平委員会に対して、不服申立てを行うことができます。